

## 40歳以上の女性被扶養者に関する健診の補助について

年度内に1回、健診についての補助を行っています。

\*年度とは4月1日から翌年3月31日、健診受診日を起算日とする。

《健診補助の種類》(下記の①から④のうち1種類をお選びください)

- ① 人間ドック……………(補助額:上限25,000円)
- ② 特定健診……………(補助額:上限5,000円)
- ③ 集合契約(受診券利用)…(補助額:5,000円)
- ④ 共同(全国)巡回健診……(自己負担額:3,000円)

④における委託事業の案内送付について(充実した婦人科健診)

| 健診コース<br>(委託業者名)  | 案内発送時期 | 対象者                                   | 注意事項  |
|-------------------|--------|---------------------------------------|---|
| 全国巡回健診<br>(あまの創健) | 5月上旬頃  | 東海三県を除く該当地域在住の40歳以上の女性被扶養者(一部、女性被保険者) | 左記の各巡回健診について、お申し込みできるのは、1種類のみとなります。<br>また、そのほかの健診補助と重複して利用することはできませんので、ご注意ください。 |
| 共同巡回健診<br>(あまの創健) | 7月上旬頃  | 東海三県在住の40歳以上の女性被扶養者(一部、女性被保険者)        |   |

※以下の2つに該当する場合、健康保険組合が負担した分を全額負担(返納)していただくことになりますので、ご注意ください。

1. 年度内に上記①から④において2種類以上の健診を受診した場合
2. 資格喪失(扶養削除)後に受診した場合

\*受診日時点で健康保険組合に加入資格がないと補助の対象になりません。

\*人間ドック及び特定健診の補助は、健診料の8割です。(上限あり)

\*申請書で請求する場合、領収書原本、健診結果(特定検査項目)、質問票の提出が必要です。

\*契約健診機関で健診を受診した場合は、すでに窓口で補助額が差し引かれています。

\*集合契約は、かかりつけ医やお近くの医療機関・健診機関において、受診券で特定健診を受けることができる事業です。(受診券の発行には健康保険組合への申請が必要です)

\*詳細については、当健康保険組合のHPをご覧ください。

[\(https://aiyukenpo.or.jp/\)](https://aiyukenpo.or.jp/)

〈問い合わせ先〉

東海地区石油業健康保険組合 保健事業係

TEL: 052-321-3110

